

館林地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和 7 年 7 月 8 日

館林地区消防組合

管理者 多 田 善 宏

館林地区消防組合条例第 8 号

館林地区消防組合消防団条例の一部を改正する条例

館林地区消防組合消防団条例（昭和 47 年館林地区消防組合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 に次の 3 項を加え、同条を第 2 条の 3 とする。

- 2 機能別団員数は、前項の定員の欠員とする。
- 3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 346 号（以下「政令」という。）第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第 1 項の団員の定員とする。
- 4 政令第 4 条第 3 項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第 1 項に規定する団員の定員から、当該定員のうち任用にあたって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るものの数を除した額とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（種類）

第 2 条の 2 団員の種類は基本団員及び機能別団員とする。

- 2 基本団員は、機能別団員を除くすべての団員とする。
- 3 機能別団員は、管理者が定める特定の消防事務に従事する団員とする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 機能別団員は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。
 - (1) 条例第 2 条の 2 第 2 項の規定に基づく団員として通算 5 年以上の在籍経験を有する者
 - (2) 当該消防団の区域内に居住し、若しくは勤務する者又は当該区域の近隣に居住し、消防団活動を行うことができると認められる者

(3) その他団長が認める者

第 7 条中「出動」を「出場」に改める。

第 11 条第 1 項中「出動」を「出場」に改め、同条第 2 項の表に次のように加える。

機能別団員	20,000 円
-------	----------

第 11 条第 4 項を次のように改める。

4 団員が災害等に従事した場合は、次により出場報酬を支給する。

種別	区分	金額	摘要
災害出場	1 日	8,000 円	7 時間 45 分以上
災害出場	1 回	2,500 円	7 時間 45 分未満
警戒出場	1 回	2,500 円	
その他の出場	1 回	2,500 円	特に必要と認めるとき

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。